

令和6年成年後見制度報酬助成実績(区助成分)について

区分		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
後見人報酬	高齢者	34	7,445,000	43	8,376,000	31	6,310,000
	後見	19	4,100,000	28	5,547,000	15	3,282,000
	保佐	10	2,292,000	10	1,966,000	10	2,178,000
	補助	5	1,053,000	5	863,000	6	850,000
監督人報酬	高齢者	6	720,000	14	1,604,000	11	1,206,000
合計			8,165,000	合計	9,980,000	合計	7,516,000

※高齢者対象の助成は令和3年度まで社協にて実施、

令和4年度より品川区にて実施。

※障害者対象の助成は従来より品川区にて実施。

【参考】 制度利用費用の現状

申立費用および後見人・監督人への報酬(活動謝礼)は、原則利用者本人が負担することとなっている。

ただし、本人が負担できない場合、成年後見制度利用促進の観点から、全国の各自治体で助成制度の仕組みを構築するよう求められている。

	想定額	助成制度 (対象者)		実施 主体	助成上限額
申立て 費用	1万円 程度※1	有	高齢者	社協	12万円
			障害者		
後見人 報酬	専門職 月額2万円 以内※2	有	高齢者 障害者	社協→ (R4～) 区	年額24万円 (月額2万円)
	// 以外 月額1万円 以内※2		障害者	区	
監督人 報酬	月額 1～2万円 ※2	無→ (R4～) 有	高齢者	(R4～) 区	年額12万円 (月額1万円)
		有	障害者	区	年額12万円 (月額1万円)

※1 裁判所が必要と判断した場合、別途、精神鑑定費(10万円～20万円程度)がかかる。

※2 管理財産額が高額な場合は報酬も下記より高額となる。